

令和6年(ワ)第2744号 損害賠償請求事件

原 告 松竹伸幸

被 告 伊藤 岳

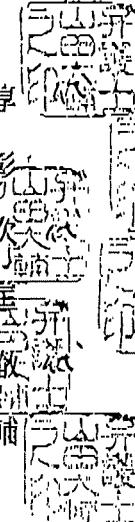
準備書面(7)

2025年11月28日

さいたま地方裁判所第2民事部2B係 御中

被告訴訟代理人

弁護士	小林亮淳
同	澤長
同	藤加健
同	林芳尾
同	崎山
同	大田山



第1 原告の証人申請（金子昭代氏）に対する意見

1 甲6の立証責任

甲6の正確性、特に原告が問題にしている本件発言の存在についての立証責任は原告にある。原告は、まずもって、甲6の録音データーの存否を明かにすべきである。甲6の録音データーがあるのであれば、甲6の正確性についてはそれを検証すれば足りることである。録音データーがあつてそれを明らかにしないのであれば、録音データーと本件当該発言が一致しないからだとしか考えられない。録音データーの存否を明かにしないまま、甲6の作成に関して、証人申請をすることは、訴訟当事者の「誠実義務」に反して許されない。

2 証人の必要性

証人申請は、金子氏が当日被告の講演を聴いていたであろうこと、甲6が金子氏のパソコンで作成されたと思われる所以、金子氏が作成したか少なくとも作成の事情を知っているはずである、として申請していると思われる。

しかし、被告の講演から現在まで、すでに2年7ヶ月が経過している。金子氏から被告の講演のごく一部である本件発言の存否について、確かな証言が得られるとして申請しているものではない。

また、甲6の作成者（録音を反訳した者）を尋ねるにしても、作成者が判明したところで、音声が文字化された書面の正確性の検証はできない。録音データーの反訳は、反訳者による音声の知覚・記憶・表現の過程である。それが正確であるかどうかを検証するには、結局のところ、録音データーとの照合が不可欠である。

以上のとおり、今回の証人申請は、本件発言の存在を立証しうるものでない。よって、金子氏について、証人の必要性を認めることはできない。

以上